平成２９年（フ）第１１４４号
大阪府寝屋川市石津南町13番２号（203号）
債務者　後藤　　学
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１９７号
大阪市此花区酉島１丁目17番５―708号
債務者　松本　　丞
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２０１号
大阪府堺市中区深井北町3293番地
債務者　奥田　朝子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３７１号
大阪府大阪市大正区北村１丁目９番16号
債務者　伊東　洋子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０号
千葉県柏市柏４丁目６番19号　メゾン柏１―201号
債務者　渡辺絵利果
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１７７号
千葉県野田市上花輪1348番地　第２松喜マンション302
債務者　波積　　哲
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１８９号
千葉県野田市木間ケ瀬6129番地　ケアハウスウェルフェア210号室
債務者　佐藤　通弘
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３９９号
岐阜市野一色７丁目８番４号、前住所岐阜市太郎丸新屋敷25番地11
債務者　安藤あや子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１１６号
仙台市青葉区吉成３丁目18番６号
債務者　安藤　成子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
宮城県亘理郡亘理町字茨田後41番地８　茨田荘１号、従前の住所宮城県亘理郡亘理町字鳥居前３番地18
債務者　今野タマエ
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
仙台市太白区茂ケ崎３丁目11番10―512号、従前の住所仙台市太白区恵和町３番15号　サニーハイツ恵和101
債務者　佐々木ミヨ
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
仙台市青葉区桜ケ丘３丁目32―10　仙台むつみ荘110、住民票上の住所宮城県黒川郡大衡村大衡字河原58番地１　河原住宅２号棟224号
債務者　勝村　千暁（旧姓箱崎）
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１７８号
仙台市若林区二軒茶屋14番10号　サンフラワーアパート２Ｆ―Ｄ
債務者　林田　由夏
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７５号
埼玉県深谷市常盤町77番地66
債務者　須永　早苗
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第７７号
埼玉県熊谷市小島404番地５
債務者　新井　和美
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２６号
富山市北代235番地47
債務者　寺林都紫子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３４号
富山市芝園町１丁目６番２―301号　コーポシーバ
債務者　横山　知美
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
富山地方裁判所民事部